

○由布市自然体験学習施設条例

平成17年10月1日

条例第110号

改正 平成28年6月30日条例第21号

(設置)

第1条 青少年が豊かな自然環境の中で宿泊学習等を行い、自然教室、体験学習、野外スポーツ活動等を通じて情操を豊かにするとともに、利用者の相互理解と交流を進め、活力ある地域社会の形成に資するため、自然体験学習施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 自然体験学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
由布市ゆふの丘プラザ	由布市湯布院町川西1200番地8

(利用の許可)

第3条 由布市ゆふの丘プラザ（以下「プラザ」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用の許可をしないことができる。

- (1) プラザにおける公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) プラザの施設及び備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他利用させることでプラザの管理上支障があると認めるとき。

3 第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が、利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が、許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、プラザの管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料の納付)

第5条 利用者は、別表に規定する額の使用料を市に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償の義務)

第7条 利用者又は指定管理者は、故意又は過失によりプラザの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第8条 プラザの管理は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定管理者として指定するものにこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条第1項及び第2項に規定する利用の許可等、第4条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第1条に規定するプラザの目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第10条 第8条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に規定する業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして規則で定める書類
- (指定管理者の指定)

第11条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) その事業計画書によるプラザの運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容がプラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) プラザにおける利用者の活動を理解し、支援することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及びプラザを利用する者の利用状況
- (2) 業務に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるプラザの管理の実態を把握するために教育委員会が必要であると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第13条 教育委員会は、プラザの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、

業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第14条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(利用料金制)

第15条 第5条の規定にかかわらず、第8条の規定により、プラザの管理を指定管理者に行わせる場合は、プラザの利用者は利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(指定管理者の原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第14条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第17条 指定管理者又は業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、由布市個人情報保護条例（平成17年条例第11号）の規定を遵守し個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若

しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(行政文書の公開)

第18条 指定管理者は、その保有する文書であってプラザに関するものの公開に努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の湯布院町自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例（平成16年湯布院町条例第29号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日において、合併前の条例の規定により合併前の湯布院町自然体験学習施設の管理を行うものとして指定されていた法人その他の団体は、施行日からその指定の期間の末日までの間、この条例第11条の議会の議決を経て指定された指定管理者とみなす。

4 前項の規定により指定管理者とみなされる法人その他の団体について、同項に規定する期間中に合併又は分割（当該指定管理者としての業務の全部を承継させるものに限る。）があったときは、合併後存続する法人その他の団体若しくは合併により設立された法人その他の団体又は分割により当該指定管理者としての業務の全部を承継した法人その他の団体は、当該指定管理者とみなされる法人その他の団体の当該指定管理者としての地位を承継するものとする。

附 則（平成28年6月30日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のそれぞれの条例相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第5条、第15条関係）

宿泊料			
区分		通常期	夏期（7月～9月）
			冬期（11月～3月）
小中学生・指導者	1人1泊	1,470円	1,680円
高校生・指導者	1人1泊	1,784円	1,994円
大学生以上	1人1泊	2,204円	2,414円

由布市内在住者は、それぞれの額の半額とする。

施設使用料		
施設名	使用料	
	午前・午後各	終日（含・夜間）
大研修室専用使用料	20,000円	50,000円
中研修室専用使用料	10,000円	25,000円
小研修室専用使用料	5,000円	12,500円
コミュニティホール専用使用料	10,000円	25,000円
体育館専用使用料	13,650円	27,300円
トレーニング室専用使用料	1人1時間110円	
卓球場専用使用料	1人1時間110円	
キャンプ場使用料金	1人1日300円（テント外別料金）	

由布市内在住者は、それぞれの額の半額とする。